

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-12
許認可等の種類	定款変更の認可(漁生組)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第86条第2項で準用する第48条第2項			
許認可等の概要	漁業生産組合の定款変更の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法第83条で準用する同法第32条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載し、又は記録しなくてもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業</li> <li>二 名称</li> <li>三 地区</li> <li>四 事務所の所在地</li> <li>五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定</li> <li>六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度</li> <li>七 経費の分担に関する規定</li> <li>八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定</li> <li>九 準備金の額及びその積立ての方法</li> <li>十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定</li> <li>十一 事業年度</li> <li>十二 公告の方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)</li> </ol> <p>2 前項第五号の組合員たる資格に関する規定には、組合員たる資格及びその審査の方法を定めなければならない。</p> <p>3 組合の定款には第一項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月			
期間の制定根拠	水産業協同組合法第48条第3項で準用する第65条第1項			